

正会員会費規定

(目的)

第1条 この規程は、栄町シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員が、一会計年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 会費は、年額3,600円とする。
- (2) 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。
- (3) 年度途中で新規会員となった者の会費は、会員在籍月数(端数切り上げ)×300円とする

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回4月1日までに納入するものとする。

- 2 ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、1か月以内に納入するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規定は、栄町シルバー人材センター設立日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年6月1日から施行する